全体会議規程

制定　平成元.9.29
改正　平成19.3.28

（趣旨）
第1条　本学の全体的運営に関する連絡のため、全体会議を置く。
（組織）
第2条　全体会議は、本学教職員をもって組織する。
（招集）
第3条　学長は、全体会議を招集しその議長となる。
（連絡事項）
第4条　全体会議では、次の事項を連絡する。
(1)　新年度における新任、退職者の紹介
(2)　学校運営に関し必要と認めた周知事項
(3)　入学式、卒業式の準備及び運営に関する事項
(4)　入学試験の準備及び運営に関する事項
(5)　本学が当番校となって実施する大会、協議会等の準備及び運営に関する事項
(6)　その他必要と認めた周知事項
（事務所管）
第5条　全体会議に関する事務は、事務局で行う。
2　会議の司会は、総務管理課長が行う。

附　則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年4月1日から施行する